

## 「環境社会配慮ガイドライン改定案」、「異議申立手続要綱改定案」に対する意見

氏名：(企業・団体の場合は、企業・団体名、 部署名及び担当者名) 特定非営利活動法人 関西 NGO 協議会 (担当：高橋)	連絡先 住所：大阪市北区茶屋町 2-30, 4F  電話番号：06-6377-5144  電子メールアドレス：knc@kansaingo.net	提出年月日： 2021年8月12日
--	---	----------------------

## 環境社会配慮ガイドライン改定案について

ページ 番号	項目 (例:1.1)	該当箇所	ご意見
2	1.1 理念	1.1 理念【開発協力大綱】	<p>「理念」では、冒頭、開発協力大綱の「重点課題」が要約されて記載されていますが、その要約は大綱を十分に正確な形で反映したものになっていません。そのため、以下を踏まえて、「理念」の記述をより充実したものに書き換える必要があると考えます。</p> <p>大綱は、「ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅」「イ 普遍的価値の共有, 平和で安全な社会の実現」「ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」という3つを並列して記載し、その「イ」において法の支配や人権の尊重等、普遍的価値の共有についても相当の分量を割いて記述されている一方、本ガイドライン改定案は、「ア」だけ独立した項目に、そして「イ」と「ウ」は一緒にして1つの項目のなかに記載するという書きぶりが採用されています。</p> <p>大綱では、開発と人権との関係について、人権の実現が開発の目的であると同時に、人権の尊重が開発を進める手段となっているとの認識を示しています。しかし、本ガイドライン改定案は、「一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障」に言及することによって、前者の関係についての認識は示しているものの、後者の関係、すなわち、人権尊重が開発の手段となることについては、「格差是正や社会的弱者への配慮等」と、人権への言及を避けてしまったこともあり、JICAの</p>

ページ 番号	項目 (例:1.1)	該当箇所	ご意見
			認識を明確に示すことができていません。
3	1.1 理念	7.誰ひとり取り残されない、包摂的な開発 を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性や社会的に脆弱な立場にある地域住民 を含む社会の多様なステークホルダーの参画を確保し、ジェンダー平等の達成を後押しする。	<p>ジェンダーイコールの実現に向けてより積極的かつ実効性のあるものにするため、JICA 開発事業を通じて女性の権利を尊重し、エンパワメントを促進する旨の記述の追加を希望します。以下の文書の追加を提案します。</p> <p>「地域社会における環境社会配慮を丁寧を実現するには、地域において脆弱な立場に置かれたり、周縁化されがちな住民が開発事業の立案・実施・評価プロセスに関わるよう留意します。なかでも、悪化する環境のなかで家族の生存と生計に最も重要な役割を果たしてきたにもかかわらず周縁化されがちな女性の声とニーズを意思決定プロセスに反映させることに最大限の注意を払います。」</p> <p>また、具体的な該当箇所が見当たりませんでした。別途、より具体的な政策として、「PSEAH」の視点を反映反映し、JICA 独自のガイドラインを策定すると同時に、JICA が実施するすべてのプロジェクトに関わる人たちがガイドラインに則った行動を取るよう、研修等を実施することを明記ください。</p>
7	2.5 社会環境と人権への配慮	2.この際、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する 国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的マイノリティとされる方々に対する記述がガイドラインの中には見受けられず、こちらに明記いただくことを提案します。</li> <li>・関連機関の後に、「NGO」についても追加で記載いただくことを検討ください。</li> </ul>

ページ 番号	項目 (例:1.1)	該当箇所	ご意見
		もに・・・。	
7	2.6 参照 する法令 と規準	JICA は、プロジェクトの環境 社会配慮に関する情報が現地ス テークホルダーに対して公開・ 提供されるよう、相手国等に対 して積極的に働きかける。	十分な情報が提供されることを前提とし、対等な協議による意味のある合意が必要と考えます。 近年の環境社会配慮プロセスの世界的動向として、異議申立の回避・未然防止に議論の重点が移 り、異議申立の未然防止が推進されるなか、相手国などに対しては、積極的に働きかけるだけで はなく、義務とすることが必要と考えます。
7	2.3 環境 社会配慮 の項目	1.・・・ HIV/AIDS などの感染 症、労働環境（労働安全を含 む）。・・・	「労働環境」の表現自体が曖昧であり、また、このままでは日本政府『「ビジネスと人権」に関する行 動計画（2020-2025）』との政策一貫性の有無が判断しがたいため、以下の通り、この「労働環境」と いうことばが労働者の人権を含むことを明示するよう提案します。 「労働環境（労働者の人権への配慮、および安全の確保などを含む）」 また、15 ページ及び 25 ページに記載のある「労働環境」についても、上記のとおり変更いただくこと を希望します。
9	3.1 協力 準備調査		社会的な影響に対する調査項目に、ジェンダー分析も重要であることを明記いただきたい。OECD-DAC の『Handbook on the OECD-DAC Gender Equality Policy Marker』も参考になるのではないかと考え ます。
11	3.2 有償 資金協 力、無償 資金協 力、技術 協力プロ ジェクト	(1) カテゴリ A プロジェクト ・・・ただし、有償資金協力の うち海外投融資については合意 文書締結の 60 日以前の公開で 可とする。・・・	海外投融資については、民間ビジネスセクターの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため と説明がありましたが、この期間が該当地の関係者にとって十分な期間かどうかは慎重に検討をいた だければと思います。当該地の使用言語で文書が公開されていたとしても、その内容にすぐにアクセ スできない場合、識字率の低い地域の人々や女性といった周縁化されやすい人々に対する権利の保障 とその声を政策に反映する取り組みとして、十分な公開期間の設定を念頭に置く必要があると考えま す。改定前の 120 日の期間に戻すことを提案します。
12	3.2 有償 資金協 力、無償	3.2.2 モニタリング及びモニタ リング結果の確認	情報公開の重要性を鑑み、説明責任の確保、多様なステークホルダーの参加を確保するため、モニタリ ング結果については報告の内容を原則公開すべきかと考えます。また、JICA がモニタリング結果を受

ページ 番号	項目 (例:1.1)	該当箇所	ご意見
	資金協 力、技術 協力プロ ジェクト	7. JICA は、相手国などによる モニタリング結果について、相 手国等の了解の上でウェブサイ トで公開する。また、第三社な どから請求があった場合は、相 手国等の了解を前提に公開す る。	領するプロセスについても明確にして公開して頂きたいと思います。 実際に環境社会影響が懸念される案件において、相手国がモニタリングレポートの公開を拒否してい るのであれば、現地の方々や地域社会、また関係するステークホルダーに負の影響影を及ぼす可能性 があり、JICA による説明責任が十分果たされていると判断するに至らないと考えます。

## 異議申立手続要綱改定案について

ページ 番号	項目 (例:1)	該当箇所	ご意見
2	7. 申立 人の要件	当該プロジェクトにより現実の 被害を受けたあるいは相当程度 の蓋然性で将来被害が発生す ると考えられる当該国の 32 人 以上の住民によりなされること が必要である	少数民族、女性や障害を持たれた方なども含め、脆弱な立場にある方からの申し立てを想定した場合、 複数ではなく1人からの申し立てについても認めていただく方向でご検討いただくことを提案します。